

# 明治以降の「旧暦」のデータベース化

関野 樹<sup>†1</sup>

日本では、明治6年の改暦以降も、それまで用いられてきた太陰太陽暦が「旧暦」として祭礼、易学、年中行事、日常生活などの各所を利用されている。本研究では、この「旧暦」を明治の改暦から現代に至るまでの全ての期間について当時の資料を使って再現し、そのデータを日付文字列の解析機能を有するデータベースに統合することで、他の暦との相互変換を行う仕組みを構築した。当該データベースはWeb上で利用することができる (<http://www.hutime.jp/>)。

## Database of Lunisolar Calendar after Meiji Era in Japan

TATSUKI SEKINO<sup>†1</sup>

In Japan, lunisolar calendar which is abolished officially after 1873 (6<sup>th</sup> year of Meiji era), has been used in religion, divination and various kinds of annual events as an old calendar (旧暦). The present study recreates the lunisolar calendar after Meiji era based on original documents, and enables to convert a date of the calendar into dates of the other calendars on a database to which is introduced of the recreated data. The database is available on the web (<http://www.hutime.jp/>).

### 1. はじめに

日本では、明治6年1月1日(グレゴリオ暦1873年1月1日)に太陽暦への改暦が行われた[1]。以降、この太陽暦は、明治31年の修正[2]を経て実質上のグレゴリオ暦として運用されている(以下「新暦」)。この結果、それまで使用されていた太陰太陽暦は、いわゆる「旧暦」として官暦(政府が編纂した暦)を含む各所に掲載されることとなった。ただしこの「旧暦」は、月の配置(置閏法)こそ改暦前まで使用されていた「天保壬寅元暦」(天保暦)に倣っているものの、朔(新月)や二十四節季の計算方法、時刻の基準となる地点は新暦のものが流用されており、厳密には天保暦とは異なる別の暦と位置付けられる。改暦後も祭礼、易学、年中行事、日常生活などの各所で、この旧暦が利用され続けており、歴史学、民俗学等の人文諸分野において、旧暦と新暦を対照する仕組みが必要である。

旧暦と新暦を対照した資料として、西沢宥綜著『暦日大鑑』(対照期間:グレゴリオ暦1873~2100年)[3]、『新こよみ便利帳』(同1870~2020年)[4]が広く利用されている。また、海上保安庁水路部(現:海洋情報部)[5]をはじめ、計算により旧暦を再現した資料も多く、Web上でも数多く公開されている。これらの旧暦に関する数多くの情報の存在は、多くの需要があるということを示唆している。一方で、旧暦を再現する過程や依拠した資料が示されているものは少なく、学術研究で用いるには不十分である。さらに、歴史的な事象との関係を検証しようとするれば、当時実際に使われていた暦もしくはそれに基づいて再現された資料が必要であり、現代の計算式を用いて旧暦を再現したものが当時の暦と一致している保証はない。つまり、学術研究に

用いる暦の資料は、旧暦に限らず、1) 検証可能であること(出典、手順が明確であること)、2) 正当性および正確性があること、3) 実際に用いられたものであること、の三点が満たされる必要がある。

この点で、『暦日大鑑』は当時の官暦や神宮暦などの資料に基づいて旧暦を再現したもので、原資料の間違いなどもあえてそのまま掲載しており、当時実際に使われた旧暦を忠実に再現している。ただし、『暦日大鑑』が依拠したこれらの資料にも旧暦が掲載されなくなる期間があり(後述)、その部分についてはやはり計算式(出典未掲載)に基づいて再構成されている。

本研究では、この『暦日大鑑』で計算式に頼らざるを得なかった期間も含め、すべての期間において当時の資料に基づいて旧暦を再現し、これをHuTimeのWebサイト上で公開されている暦変換機能[6]に追加して、新暦およびグレゴリオ暦などの複数の暦との相互変換を実現した。

### 2. 旧暦の再現

#### 2.1 依拠する資料

##### (1) 明治5年12月3日~明治42年11月19日

(新暦: 明治6年1月1日~明治42年12月31日)

明治6年1月1日(新暦)に太陽暦への改暦が行われた。これと同時に、民間による暦の頒行が禁止され、政府の統制下での官暦[7][8]が正統な暦となる[9]。本研究では、これに掲載されている旧暦を用いた。なお、旧暦を示す名称が変遷しており、明治5年12月3日(新暦: 明治6年1月1日)からは「太陰暦」、明治12年11月20日(新暦: 明治13年1月1日)からは「太陰盈虚」、明治19年12月8日(新暦: 明治20年1月1日)以降は「月盈虚」である。

<sup>†1</sup> 総合地球環境学研究所  
Research Institute for Humanity and Nature

(2) 明治42年11月20日～大正11年11月14日

(新暦：明治43年1月1日～大正11年12月31日)

明治41年9月30日の文部省告示第235号[9]により、旧暦(告示では「陰暦」と表現)の掲載が中止される。実際には告示の時点で、明治42年の暦の編纂は終わっているため、明治42年版までは官暦に旧暦(月盈虚)が掲載され、翌年編纂された明治43年版以降の官暦から旧暦が掲載されなくなる。ただし、旧暦の再現に必要な朔および二十四節季の日時は掲載され続けていたので、これを基に、「天保壬寅元暦」の置閏法[11][12]に従って旧暦を再現した。

(3) 大正11年11月15日～昭和19年11月17日

(新暦：大正12年1月1日～昭和19年12月31日)

朔の日時は官暦に掲載され続けているものの、大正12年の官暦より、二十四節季の日時は二至二分(冬至、春分、夏至、秋分)以外掲載されなくなる。この状態は昭和19年の官暦まで継続し、この期間、官暦に基づく旧暦の再現は不可能となる。当時、二十四節季の日時を掲載していた他の資料として「天文月報」[13](明治41年4月創刊)があるが、官暦同様、大正12年1月発刊の16巻1号から二十四節季の掲載を止めている。また、「理科年表」[14]が大正14年版から刊行されるが、これにも二十四節季の掲載は無い。結局、旧暦を再現するための当時の資料は無く、『暦日大鑑』がこの期間の旧暦の再現を計算式に頼らざるを得なかったのもこのためである。

ところがこの度、この期間においても公的機関から発信され続けた二十四節季の日時に関する情報を見つけることができた。朝鮮総督府観測所(後に朝鮮総督府气象台)が明治42年版(隆熙3年版)から昭和20年版まで編纂していた「日用便覧」[15]である。日用便覧には、官暦と同様に

毎日の曜日、干支、日出・南中・日入および月出・月入の時刻などに加え、朔や二十四節季の日時も掲載されている。また、朝鮮で発行されたものではあるが、日本語で書かれており、対象とする新暦：大正12年から昭和19年は日本との時差も無い。このため、本研究では、新暦：大正12年から昭和19年の旧暦の再現にあたって、朔と二至二分は官暦掲載の日時を、二至二分を除く二十四節季(中気)の日時は日用便覧掲載の日時を用いた。

日用便覧掲載の二十四節季の日時を利用するにあたっては、官暦の掲載内容と比較により、日用便覧の掲載内容を検証した。官暦を代替しようとする期間(新暦：大正12年～昭和19年)前の10年間(新暦：大正2年～11年)と対象期間後の昭和20年については二十四節季の日時、また、対象期間の22年間(新暦：大正12年～昭和19年)については二至二分の日時、計334件について、官暦と日用便覧の比較を行った。この結果、日用便覧と官暦の間で12件の違いが発見された。うち、大正3年の小寒を除く11件は1分の違いである(表1)。大正3年の小寒はちょうど1時間異なっており、いずれかの誤植であると考えられるが、両者とも正誤表などへの記載はない。なお、天文月報(大正2年12月号)に掲載された日時は官暦と同一である。いずれにせよ、誤植が疑われる1件を除き、日用便覧の掲載内容は官暦とほぼ一致していること(対照したうちの95%以上)、1分の誤差があったとしても日が変わる事例ないこと、また、編纂を行った朝鮮総督府観測所の業務内容や人員配置が日本国政府により定められており[16]、官暦の編纂に用いられた技術やノウハウも移転されている可能性があることを併せて鑑み、この期間の二十四節季の日時について、日用便覧による官暦の代替が可能と判断した。

表1 日用便覧と官暦で異なる日時が掲載されている二十四節季(新暦：大正2年～昭和20年)

Table 1 Different descriptions about time of solar terms (二十四節季) between Japanese official calendar (官暦) and daily handbook (日用便覧) edited by observatory of the Governor-General of Korea (1913-1945).

年(新暦)	二十四節季	日用便覧掲載の日時(新暦)	官暦掲載の日時(新暦)	官暦に対する差異
大正02年	冬至	12月22日 19時34分	12月22日 19時35分	-1分
大正03年	小寒	01月06日 11時43分	01月06日 12時43分	-1時間 0分
大正03年	大雪	12月08日 07時38分	12月08日 07時37分	+1分
大正04年	清明	04月06日 06時09分	04月06日 06時10分	-1分
大正04年	白露	09月09日 03時18分	09月09日 03時17分	+1分
大正05年	立春	02月05日 12時15分	02月05日 12時14分	+1分
大正05年	霜降	10月24日 02時58分	10月24日 02時57分	+1分
大正05年	大雪	12月07日 19時07分	12月07日 19時06分	+1分
大正06年	秋分	09月24日 00時01分	09月24日 00時00分	+1分
大正07年	小雪	11月23日 11時38分	11月23日 11時39分	-1分
大正10年	穀雨	04月21日 00時32分	04月21日 00時33分	-1分
大正14年	春分	03月21日 12時12分	03月21日 12時13分	-1分

(4) 昭和 19 年 11 月 18 日～昭和 21 年 12 月 9 日

(新暦：昭和 20 年 1 月 1 日～昭和 21 年 12 月 31 日)

官暦に旧暦の掲載は無いものの、二十四節季の日時の掲載が昭和 20 年版より復活した。このため、明治 42 年 11 月 20 日から大正 11 年 11 月 14 日と同様に、官暦に掲載された朔および二十四節季の日時を利用し、天保壬寅元暦の置閏法に従って旧暦を再現した。

(5) 昭和 21 年 12 月 10 日～平成 26 年 11 月 10 日

(新暦:昭和 22 年 1 月 1 日～平成 26 年 12 月 31 日)

昭和 21 年版までで官暦が廃止されたため、朔および旧暦の月は、実質上の後継にあたる「神宮暦」(大暦)の「朔、上弦、望および下弦」に掲載されている内容に従った。また、「神宮暦」(小暦)に旧暦(舊暦)が掲載される昭和 24 年以降は、小暦の掲載内容とも違いがないことを確認した。

(6) 平成 26 年 11 月 11 日以降

(新暦:平成 27 年 1 月 1 日以降)

作業時点で神宮暦が未刊の期間については、参考の扱いとし、『暦日大鑑』の掲載内容に従った。新たな神宮暦が利用可能になれば、順次対応を確認する予定である。なお、平成 45 年(グレゴリオ暦 2033 年)に、天保壬寅元暦の置閏法では月が決められなくなる問題(いわゆる「旧暦の 2033 年問題」)が知られている[19]。現時点ではこの問題の解決方法が定まっていないことから、本研究での旧暦の再現は平成 44 年 12 月 30 日(新暦:平成 45 年 1 月 30 日)までとした。

2.2 変則的な掲載日時の扱い

依拠した資料の中で、誤植などが疑われる変則的な掲載内容は、下記のとおり取り扱った。

- ・大正 7 年「日用便覧」において、大寒は本文中では時が抜けて 21 日 [空白] 25 分と掲載されているが、正誤表に従って 21 日 5 時 25 分とした。
- ・大正 13 年「日用便覧」において、小満は二十四節季の表では 5 月 26 日となっているが、月ごとの表では 5 月 21 日となっている。他のいずれの年も 5 月 21 日または 22 日であるため、月ごとの表の掲載内容を採用し、5 月 21 日とした。(正誤表に該当なし)
- ・昭和 3 年「日用便覧」において、大暑は二十四節季の表では 8 月 23 日となっているが、月ごとの表では 7 月 23 日となっている。他のいずれの年も 7 月であるため、月ごと表の掲載内容を採用し、7 月とした。(正誤表に該当なし)
- ・昭和 22 年版の神宮暦(大暦)によると、新暦 4 月 21 日の同日に、朔(13 時 19 分)、中気(穀雨)(7 時 40 分)となっている。通常、朔と中気が同日の場合は、時刻の

前後にかかわらず新たな朔望月に中気が入れられる。このため、前例に倣えば、2 月、閏 2 月の順で、新暦 4 月 21 日からの朔望月は 3 月となる。しかしながら、この年は例外的に中気(穀雨)を前の朔望月に繰り入れ、2 月、3 月の順で、新暦 4 月 21 日からの朔望月を閏 3 月としている。(大暦、小暦とも同じ)。通常とは異なるが、「神宮暦」の掲載内容に従った。

- ・昭和 44 年「神宮暦」(大暦)の「朔、上弦、望および下弦」では閏 7 月が掲載されているものの、6 月、閏 7 月、8 月という不自然な並びであること、また、昭和 44 年神宮暦(小暦)ではこの月は 7 月となっていることから、誤植と判断し、この月を 7 月とした。

2.3 年号と年

年号は新暦と同じ日に改元されたものとして扱った。ただし、昭和から平成への改元は、旧暦では年明け前(昭和 63 年)、新暦では年明け後(昭和 64 年)であり、旧暦において改元後の年を平成元年としてしまうと、改元から 1 か月後に年が明けて、旧暦では平成 2 年、新暦では平成元年と食い違いが生じてしまう。このため、改暦後の旧暦 12 月 1 日から 29 日までの期間(新暦:平成 1 年 1 月 8 日～2 月 5 日)は便宜上、平成 0 年として扱った(表 2)。

表 2 旧暦および新暦の改元時の平成の年

Table 2 Year at the beginning of Heisei (平成) era in lunisolar and solar calendars.

旧暦	新暦
昭和 63 年 11 月 30 日	昭和 64 年 1 月 7 日
平成 0 年 12 月 1 日	平成 1 年 1 月 8 日
}	}
平成 0 年 12 月 29 日	平成 1 年 2 月 5 日
平成 1 年 1 月 1 日	平成 1 年 2 月 6 日

2.4 既存の旧暦・新暦対照資料との比較

本研究では、旧暦の再現に際し、新たな資料として朝鮮総督府観測所の日用便覧を用いた。このため、本研究で再現された旧暦と既存の旧暦・新暦対照資料の『暦日大鑑』および『新こよみ便利帳』の掲載内容との比較を改めて行った。結果として、両者と本研究の再現結果との差異は認められなかった。ただし、『新こよみ便利帳』は、昭和 22 年の閏月を前例にならって 2 月、閏 2 月、3 月としており、原資料の掲載内容に従って 2 月、3 月、閏 3 月とした本研究や『暦日大鑑』とは異なっている(2.2 参照)。

3. 民間の暦

本研究では、旧暦を朝鮮総督府の資料も用いながら再現

することができた。しかしながら、朝鮮総督府の資料の存在はもちろんのこと、官暦掲載の朔や二十四節季の日時から旧暦を知る術を国民一般が知っているとは考えにくく、冒頭で要件としてあげた「実際に利用されていた」という点で難がある。このため、広く一般に普及していた民間の暦、いわゆる「お化け暦」について、再現した旧暦との差異を確認した。対象としたのは大学および公共図書館\*<sup>a</sup>に収蔵されている明治6年から昭和21年のもの181点である。なお、明治6年から14年、および、昭和17年と18年の民間の暦は、本研究では参照することができなかった。

対照の結果、以下の資料について再現した旧暦との差異が認められた。これらの年では、旧暦に基づく行事等が再現された旧暦とは異なる日に行われていた可能性がある。多くは、朔の日にちが前後することと、それに伴う月の大小の違いであり、朔の日時の計算方法の違いによるものと推測される。ただし、増田清吉「明治二十九年九星便」では、新暦の閏年（グレゴリオ暦1896年）に新暦2月を28日までとして掲載しており、新暦3月以降は曜日や干支などが1日ずれている。これは、新暦の暦としても誤ったものとなっている。

明治29年	増田清吉	「明治二十九年九星便」
明治43年	松田幸五郎	「明治四十三年農家日用便覧」
明治44年	松浦常次郎	「明治四十四年農家の寶」
	荒木 登	「明治四十四年九星早見」
大正3年	佐武新十郎	「大正三年毎日吉凶表」
	畑中益太郎	「大正三年之司」
大正7年	富田梅三郎	「大正七戊午年日要便覧」
大正13年	梅本幸吉	「大正十三年農商記」
	竹村爲吉	「大正十三年九星便」
	尾崎徳馬	「大正拾参年年中行事表農家寶」
大正14年	織田信造	「大正十四乙丑年農家一覽鏡」
	秋本幸太郎	「大正十四乙丑年九星日記」
昭和8年	村瀬逸雄	「昭和八年九星便」
昭和9年	山本 一	「昭和九年月日鑑」
	田村榮太郎	「昭和九甲戌年農家便覧」
	村瀬逸雄	「昭和九年九星便」
昭和11年	榎本進一郎	「昭和十一年日寶」
	山口清吉	「昭和十一丙子年九星日操表」
昭和12年	山口清吉	「昭和十二丁丑年九星日操表」
昭和19年	内藤晃揚	「昭和十九年皇民重寶」
昭和21年	内藤晃揚	「昭和丙戌二十一年皇民重寶日記」

#### 4. データベース化と公開

再現された旧暦のデータを HuTime 暦変換サービス[4]

\*<sup>a</sup> 国立国会図書館、京都府立総合資料館、和歌山県立図書館、早稲田大学図書館（国立国会図書館、早稲田大学図書館については、Web 上で公開されているデジタルデータも含む）

(<http://www.hutime.jp>) に導入し、新暦（データベース上では「和暦」）、ユリウス/グレゴリオ暦などの相互変換を可能にした。また、民間の暦との対象結果は別ページとし、再現した旧暦との具体的な差異を掲載した。なお、当該データベースは日付文字列を解釈する機能を有しており、新暦と同様に漢数字や干支による表記の入出力が可能である。

**謝辞** 本研究は、科学研究費補助金・基盤研究(B)「時間基盤情報の蓄積と提供の試み—新たな時空間解析環境の構築」(23300097)、科学研究費補助金・基盤研究(A)「セマンティック・クロノロジー：時間軸に沿った知識の可視化と利用に向けた基盤構築」(15H01723)、および、京都大学地域研究統合情報センター・地域情報学プロジェクト・個別研究ユニット「地域に関する時空間基盤情報の収集・蓄積」の助成を受けたものである。

#### 参考文献

- 1) 明治5年太政官布告第337号、改暦ノ布告(1872).
- 2) 明治31年勅令第90号、閏年ニ関スル件(1898).
- 3) 西沢宥綜: 暦日大鑑, 新人物往来社(1994).
- 4) 暦計算研究会(編): 新こよみ便利帳, 恒星社厚生閣(1991).
- 5) 海上保安庁海洋情報部: 旧暦,  
<http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KOHO/faq/reki/kyuureki.htm>
- 6) 関野樹, 山田太造: 日付を表す文字列の解釈と暦の変換—暦に関する統合基盤の構築に向けて, 情報処理学会シンポジウムシリーズ, Vol.2013, No.4, pp.161-166(2013).
- 7) 明治6年~12年 太陽暦, 国立公文書館蔵(1872-1878).
- 8) 内務省, 帝国大学, 東京帝国大学, 東京天文台: 明治13年~昭和21年 暦(1879-1945).
- 9) 文部省伺定 頒暦規則(1873).
- 10) 文部省告示第235号, 官報, 第7580号(1908).
- 11) 渋川景佑, 足立信行: 新法暦書 卷二, 国立国会図書館蔵,(1842).
- 12) 渋川景佑, 足立信行: 新法暦書續編 卷四, 国立国会図書館蔵,(1846).
- 13) 日本天文学会: 天文月報(1908-2014).
- 14) 東京天文台, 国立天文台: 理科年表(1943-2013).
- 15) 朝鮮総督府観測所, 朝鮮総督府気象台: 明治42年(隆熙3年)~昭和20年 日用便覧(1908-1944).
- 16) 明治45年勅令第22号, 朝鮮総督府官制中左ノ通改正ス(1912).
- 17) 神宮司廳: 昭和22年~平成26年 神宮暦(大暦)(1946-2013).
- 18) 神宮司廳: 昭和22年~平成26年 神宮暦(小暦)(1946-2013).
- 19) 片山真人: 旧暦2033年問題について, 国立天文台編, 平成26年版理科年表(第87冊), pp.75-76(2013).